

一般競争入札（条件付）公告共通事項

1 入札に参加できるものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものでないこと。
- (2) 美咲町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要領（平成 17 年訓令第 68 号。以下「審査要領」という。）第 7 条の規定により入札参加資格を有すると認められるものであること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県内の地方公共団体から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県内の地方公共団体から建設工事等暴力団対策会議運営要領等の指名除外を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 225 号）第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) おかやま電子入札共同利用システムで利用可能な電子証明書を取得し、同システムの利用者登録が完了していること。

2 入札参加資格確認申請に係る書類

- (1) 入札参加資格確認申請に係る書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。
 - ① 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - ② 施行実績調書（様式第 2 号）
 - ③ 配置予定技術者等調書（様式第 3 号）
 - ④ 資格確認書（様式第 4 号）
 - ⑤ 関係書類（別添「一般競争入札（条件付）公告」（以下「別添公告」という。）の条件を満たすことを証明する書類）
- (2) 申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

申請書等は、別添公告で示す方法により入札担当課に提出すること。

3 入札参加表明について

入札参加希望者は、おかやま電子入札共同利用システムにより設計図書の交付（ダウンロード）を受け、完了登録を行った上で、入札参加表明の登録を行わなければならない。

4 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるもの及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第65号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない契約に係る工事（以下「議会案件工事」という。）を除く。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美咲町が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。
- (2) 落札候補者となった時点において他の工事（専任工事に限る。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美咲町が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工事製作を含む工事であって、工事製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事及び議会案件工事の入札を除く。
- (3) 落札候補者となった時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。この場合において、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約の締結時（議会案件工事にあつては、本件工事請負契約に係る町議会の議決時）までに特定すること。
- (4) 同時に配置可能技術者数を上回る件数の入札に参加することは可能とするが、落札候補者となったことにより配置可能な技術者が不足する状態となった場合は、それ以後に開札を行う入札について直ちに取下書を提出すること（おかやま電子入札共同利用システムによる取下を含む）。ただし、既に入札を行なっている場合、開札執行が同日に行なわれる場合で配置可能技術者数を上回る件数の落札候補者となった場合は、先に落札候補者となった工事に技術者を配置しなければならないものとし、直ちに該当機関へ連絡をするとともに配置予定技術者の配置不能に関する届出書を提出すること。
- (5) 本件工事に係る落札者の決定日以降に、配置を予定していた技術者を配置することができなくなった場合は、落札者となった者を指名停止することがある。

5 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問は、設計図書等に対する質問・回答書（様式第5号）により書面によってのみ受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによる。
- (2) (1)の質問に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

6 入札の執行

- (1) 入札及び開札は、おかやま電子入札共同利用システムにより行う。
- (2) 入札執行回数は、2回までとする。
- (3) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力するものとする。
- (4) 調査基準価格を設定した場合において、失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- (5) 落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。
- (6) 実施要領に定める調査基準価格を設定した場合において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合の落札者の決定は、同要領による。入札に際しては、あらかじめ入札価格の内訳書を作成しておくこととし、契約担当課から入札価格の内訳書の提出の指示があつた場合には、指定の時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。また、提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) この公告及び別添公告で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等及び技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) この公告及び別添公告において示した条件に違反した入札
- (4) 美咲町財務規則（平成17年規則第43号）第98条各号に掲げる入札

8 落札者の決定方法

- (1) 美咲町財務規則第95条による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったもの（最低制限価格を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格以上の金額をもって応札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行ったもの）を落札候補者とし、この公告及び別添公告に基づく入札参加資格の審査を行う。

入札参加資格の審査は、1(1)から(9)まで及び別添公告の2の1から9までの番号順に行い、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は入札価格の低い順に次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととし、入札参加資格を満たしている者を確認することができるまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を設定した場合において、調査基準価格を下回る入札を行ったものがある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる

おそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

- (2) 落札候補者は、入札担当課から書類の提出を求められた日の翌日（美咲町の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午後5時15分までに、入札参加資格の審査書類を入札担当課へ提出すること。

なお、「指定期日までに指示した書類の提出が無い場合」や「書類審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判明した場合」は、当該落札候補者の入札は失格となり、次の順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は前もって入札参加資格の審査書類を準備しておくこと。

また、「指定期日までに指示した書類の提出がない場合」、「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、審査において失格となった場合」は入札契約手続きの不誠実な行為となり、原則指名停止とする。

9 無資格者への理由説明

- (1) 入札執行後に行う入札参加資格の確認において、資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、その理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

10 入札保証金

美咲町財務規則第91条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は美咲町が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 支払条件

- (1) 前金払 あり（契約金額の40%以内の額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予算額の40%以内の額）とする。）
- (2) 中間前金払 あり（契約金額の20%以内の額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予算額の20%以内の額）とする。）
- (3) 部分払 あり（請負代金額に応じて支払可能回数が異なるので、契約担当課で確認すること。）
- ※(2)及び(3)については、いずれか一方のみを選択できるものとする。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

- (3) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書（様式第 3 号）に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
- (4) 落札者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事の現場代理人として配置しなければならない。
- (5) この公告において、「主任技術者」とは法第 26 条第 1 項に規定する者を、「監理技術者」とは同条第 2 項に規定する者をいう。
- (6) この公告及び別添公告において、「契約担当者」とは、町長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者をいう。
- (7) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- (9) 提出された申請書等は、返却しない。
- (10) 提出期限後における申請書等の差替え及び提出は、認めない。
- (11) 消費税及び地方消費税に関する法律が改正された場合には、その施行内容による。